

社会福祉法人加賀市社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人加賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 前条に定める目的達成のため本会定款第6条に定める役員、定款14条に定める顧問及び定款第18条に定める評議員に対し、その勤務に応じて必要な報酬等を支給することができる。

(算定方法)

第3条 前条の報酬は、別表1「役員等報酬表」に定める。

2 前条第2項の「役員等報酬表」の月毎に支給する報酬を計算する場合、その計算方法は、本会給与規程に準拠する。

附 則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

役員等報酬表

区分	顧問	会長理事	副会長	理事・監事
月毎に支給する報酬	支給しない	30,000円	10,000円	支給しない
会議等 に出席した 場合の報酬	支給しない			